

「 」規約

(名称)

第1条 この会は、「 」と称する

(目的)

第2条 本会は を目的とする。

(事業・活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業・活動を行う。

(1)

(2)

(入会・組織)

第4条 本会は目的に賛同する者を以って入会し、次の〇会で組織する。

会、 会、 会

(会費・会計)

第5条 本会の運営費 とする。

第6条 本会の会計年度は

(役員)

第7条 本会は次の役員をおく。

会長 1名 副会長 名 理事 名 会計 名 ……

第8条 本会の役員を選出は

第9条 本会の役員の任期は

(事務局)

第10条 本会の事務局は、 (宅)におく。

(会議)

第11条 本会は、毎月 日に行う。